令和８年度　第２回長崎県最低賃金専門部会　議事要旨

１　日　時：令和８年８月４日（木）　13時51分～15時55分

２　場　所：長崎労働局８階会議室

３　出席者：公益委員３名　労働側委員３名　使用者側委員３名

４　議　題：（１）長崎県最低賃金の改正について
　　（２）その他

５　審議要旨

（１）長崎県最低賃金の改正について

労使双方から考え、主張等を聞き審議するも、労側91円の法定発効、使側35円の１月２日以降とする指定日発効の主張は変わらず、次回（第３回専門部会）継続審議とすることが確認された。

（２）その他

・次回審議日程について

第３回専門部会　８月６日（木）　14:00～

以上